



# 「戦後政治の総決算」と憲法40年

今年は平和と国民主権、基本的人権を高く掲げる新憲法が施行されて40周年を迎えます。

“憲法を暮らしの中に”という名スローガンを庁舎の前面に一貫して掲げたのは京都府の鶴川虎三知事、これが林田知事（自公）によってひきおろされてしまいましたが、この4月には元香川県前川知事が掲げた同じスローガンが平井新知事（自公）によってひきおろされました。

現在「戦後政治の総決算」を呼号して登場した中曾根内閣の手によって、

「表現の自由」（憲法第21条）を奪う国家秘密法、  
「戦争の放棄」（第9条）条項を否定するG N P 1%を突破した軍備大増強、  
「国の宗教活動の禁止」（第20条）を侵害する閨僚の靖国神社公式参拝、  
「労働者の権利」（第27条）を奪う労基法改悪、  
「教育を受ける権利」（第26条）を破壊する教育臨調という名の教育制度の改悪等々・・・・

憲法が保障している私たちの重要な権利や原則を根底から搖さぶり破壊するような立法や制度の改悪が、集中的に進められようとしています。

憲法に真向から挑戦する中曾根自民党内閣の狙いはどこにあるのか。憲法をめぐる状況はどのようにになっているのか。そして、今、私たちはどのような視点でこの憲法をみつめ、擁護していくべきなのか。

憲法施行40周年の記念すべき日にこのような点について憲法、行政法の第一線で活躍されている岡山大学の原野翫先生にじっくりお話を伺いながら、共に考えてみたいと思います。

## ① スライド

労基法改悪を斬る！

「狙われる4千万労働者」



## ② 講演

講師 原野翫先生

あきら

岡山大学法学部教授

### 講師プロフィール

1941徳島県生れ、1964京都大学法学部卒、1966同大学院卒、1980より岡山大学法学部教授（行政法）

主な著書 「治安と人権」（岩波）・「現代地方自治法入門」（法律文化社）・「地方自治法入門」（有斐閣）等著書、論文多数。

先生は防衛法、警察法、地方自治法を中心とした現代行政法の第一線の専門家であり、学界で各理事をされる外、岡山県自治体問題研究所副理事長等もされ、行革問題、警察問題、公害問題、公務員の労働権等の問題で巾広く活躍されています。



日時 5月3日（日）憲法記念日  
午前10時～12時半

場所 宮崎市総合体育館・大会議室  
宮崎市浄土江町（宮崎女子高北隣）  
☎ 0985-29-5603

参加費 300円（資料代として）

# 「戦後政治の総決算」と憲法40年

(I) スライド

労基法を斬る！

「狙われる4千万労働者」

(II) 講演

講師 原野翫先生

岡山大学法学部教授

## 《資料集》

### 《もくじ》

1. 講演レジメ ----- P.1
2. 日本国憲法 ----- P2~5
3. 大日本帝国憲法 ----- P6
4. 教育基本法・主な憲法裁判と最高裁の判断 --- P7
5. 教育臨調 ----- P8~9
6. 防衛費関係資料 ----- P10
7. 国家秘密法案・売上税法案 ----- P11



1987年5月3日（日）  
午前10時～12時半  
宮崎市総合体育館・大会議室

主催：宮崎民主法律家協会・日本科学者会議宮崎支部  
連絡先 宮崎中央法律事務所 (TEL0985-24-8820)

## 「『戦後政治の総決算』と憲法40年」レジメ

講師 原野 雄

### はじめに

#### 1、中曾根政治とは何であったのか。

- ①大統領型総理大臣
- ②少数派閥を基盤とした総理大臣
- ③タブーに挑戦する総理大臣
- ④「国際化」を基盤とする総理大臣
- ⑤内友会を基盤とした総理大臣

#### 2、第2臨調の行革路線と新しい国家像の破綻

- ①第2臨調路線とは何か
- ②新自由主義の欺瞞性
- ③売上税問題

#### 3、日本国憲法の基本精神と戦後民主主義

- ①民族主権の確立
- ②国民主権主義
- ③平和主義

④議会制民主主義

⑤地方自治

⑥基本的人権の尊重

#### 4、「戦後政治の総決算路線」と日本国憲法

- ①安保体制の新段階
- ②防衛費1%枠突破
- ③国家秘密法問題
- ④靖国神社公式参拝問題
- ⑤裁判ぬき代執行法案
- ⑥教育臨調＝大学設置審議会
- ⑦行革関連一括法案

#### 5、「戦後政治の総決算路線」の総決算

日本国憲法をよみがえらせる道

むすび

◎日本国憲法 (昭和二十一・一・三)

施行 昭和二十一・五・三(補則)

朕は、日本国民の総意に基いて、新日本建設の礎が、定まるに至つたことを、深くよろこび、極密顧問の諮詢及び帝国憲法第七十三条による帝国議会の議決を経た帝國憲法の改正を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

大運國厚商通國農文内務省外務省工務省林部務法務省農務省財務省生工信務省大外務大臣兼内閣總理大臣

男爵

吉田 茂

木村 勝喜 重郎

大村 鶴太郎

中耕 太郎

星一 齋和田

植河 幸一

木原 喜重

太田 清太郎

大庭 勝良

原常 悅二

橋澤 定次

田中 良助

成郎 吉夫

山川 雄一郎

桂之助

山本 順郎

平野 道郎

石川 駿郎

河野 勝

星一 齋和田

植河 幸一

木原 喜重

太田 清太郎

大庭 勝良

原常 悅二

橋澤 定次

田中 良助

成郎 吉夫

山川 雄一郎

桂之助

山本 順郎

河野 勝

前 文

日本国民は、正當に選舉された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが國全土にわたりて自由のもたらす恵沢を確保し、

政府の行為によつて再び戦争の煩惱が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主權が國民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも國政は、國民の最高な信託によるものであつて、その権威は國民に由来し、その

権力は國民の代表者がこれ行使し、その福利は國民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を願し、人間相互の關係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、わらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を推進し、專制と隸從、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようとするひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに

生存する権利を有することを確認する。  
われらは、いづれの国家も、自國のことはのみに専念して他國を無視してはならないのでありて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主權を維持し、他國と對等關係に立たうとする各國の責務であると誓する。

日本国民は、國家の名譽にかけ、全力をあげて、この崇高な理想の目的を達成することを誓ふ。

第一章 天 皇

第一条 [天皇の地位・國民主權] 天皇は、日本國の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主權の存する日本国民の総意に基く。

第二条 [皇位の繼承] 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを繼承する。

第三条 [天皇の國事行為と内閣の責任] 天皇の國事に關するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第四条 [天皇の權能の限界] 天皇は、この憲法の定める國事に關する行為を行ひ、國政に関する權能を有しない。

第五条 [憲政] 皇室典範の定めるところによ

重される。生命、自由及び幸福追求に対する

國民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法的他の國政の上で、最大の尊重を必要とする。

第一〇条 [日本國民の要件] 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第一一条 [基本的人権の享有と性質] 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。

この憲法が國民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の國民に与へられる。

第一二条 [自由・権利の保持義務・濫用の禁止・利用の責任] この憲法が國民に保障する自由及び権利は、國民の不斷の努力によつて、現在及び将来の國民に与へられる。

第一三条 [個人の尊重] すべて國民は、個人として尊

公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第一四条 [法の下の平等・貴族制度の否認・榮典の限界] すべて國民は、法の下に平等であつて、人種、信条、階級、社會的身分又は門地により、政治的、經濟的又は社會的關係において、差別されない。

第一五条 [公務員の選定罷免権・公務員の性質・普通選挙と秘密投票の保護] 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、國民固有の権利である。

第一六条 [請願権] 何人も、損害の教済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に關し、平穡と請願

する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。」  
第一七条 [国及び公共団体の賠償責任] 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第一八条 [奴隸的拘束及び苦役からの自由] 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又犯人に因る处罚の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第一九条 [思想及び良心の自由] 思想及び良心の自由は、これを受けてはならない。  
第二〇条 [通信の自由、国の宗教活動の禁止] 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、國から特權を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

第二一条 [集会・結社・表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密] 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

第二二条 [居住・移転・職業選択の自由、外国に参加することを強制されない] 国及びその機關は、宗教教育その他のいかなる宗教的活動をしてはならない。

第二三条 [生存権、國の生存権保障義務] 本として、相互の努力により、維持されなければならない。

第二四条 [家族生活における個人の尊厳と両性の平等] 婚姻は、両性的合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の努力により、維持されなければならない。

第二五条 [離婚並びに婚姻及び家庭に関するその他の事項に関する権利] 法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二六条 [教育を受ける権利、教育の義務、義務教育の無償] すべて国民は、法律の定めどころにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

第二七条 [労働の権利、義務、労働条件の基準、児童虐待の禁止] すべて国民は、勤労のためなければならない。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を受ける。

第三条 [学問の自由] 学問の自由は、これを保障する。

第四条 [家族生活における個人の尊厳と両性の平等] 婚姻は、両性的合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の努力により、維持されなければならない。

第五条 [財産の保護] 財産権は、これを配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家庭に関するその他の事項に関する権利で、これを活用するやればならない。

第六条 [財産権の保護] 財産権は、これを公のため用ひることができる。

第七条 [納税の義務] 国民は、法律の定めどころにより、納税の義務を負ふ。

第八条 [私有財産は、正当な補償の下に、これを公のため用ひることができる] 公のため用ひする場合に、公は、そのために、被る者に、その財産の相当額を支拂つて、その財産を没収する。

第九条 [法定手続の保護] 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられないと。

第十条 [裁判を受ける権利] 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第十一條 [逮捕に対する保護] 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第十二條 [拘留・拘禁に対する保護] 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人

に依頼する権利を与へられなければ、拘留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がないれば、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第三十五条 [住居侵入・捜索・押収に対する保護] 何人か、その住居、書類及び所持品について、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて、発せられ、且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

第三十六条 [拷問及び残酷な刑罰の禁止] 公務員による拷問及び残酷な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第三十七条 [刑事被告人の諸権利] すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

第三十八条 [不利益な供述の強要禁止、自由のため強制的手続により証人を求める権利を有する。]

第三十九条 [刑罰法規の不適及、二重處罰の禁止] 何人も、実行の時に適法であった行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第四十条 [刑罰補償] 何人も、拘留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第四十一条 [兩院制] 国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。

第四十二条 [国会の地位、立法権] 国会は、国権の最高機關であつて、國の唯一の立法機關である。

第四十三条 [両議院の組織] 両議院は、全國を代表する選舉された議員でこれを組織する。

第四十四条 [両議院の議員の成員] 両議院の議員は、法律でこれを定める。

第四十五条 [議員の不選挙特權] 両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを放されなければならない。

第四十六条 [選挙に関する事項の法定] 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

第四十七条 [選挙に関する事項の法定] 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

第四十八条 [両議院議員兼職禁止] 何人も、同時に両議院の議員たることはできない。

第四十九条 [議員の成員] 両議院の議員は、法律の定めるところにより、國庫から相当額の歳費を受ける。

第五十条 [議員の不選挙特權] 両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを放されなければならない。

第五十一条 [議員の発言・表決の無責任] 両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表决について、院外で責任を問はれない。

第五十二条 [常会] 国会の常会は、毎年一回開催される。

第五十三条 [臨時会] 内閣は、国会の臨時会の

選挙能力] 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

② 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不當に長く拘留若しくは拘禁された後の自白は、これを許さない。

③ 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自由である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

④ 何人も、実行の時に適法であった行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

⑤ 何人も、拘留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第四章 国会

第四十二条 [両議院制] 国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。

第四十三条 [両議院の組織] 両議院は、全國を代表する選舉された議員でこれを組織する。

第四十四条 [両議院の議員の成員] 両議院の議員は、法律でこれを定める。

第四十五条 [議員の不選挙特權] 両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを放されなければならない。

第四十六条 [選挙に関する事項の法定] 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

第四十七条 [選挙に関する事項の法定] 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

第四十八条 [両議院議員兼職禁止] 何人も、同時に行つた演説、討論又は表决について、院外で責任を問はれない。

第四十九条 [議員の成員] 両議院の議員は、毎年一回開催される。

第五十条 [議員の不選挙特權] 両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを放されなければならない。

第五十一条 [議員の発言・表決の無責任] 両議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表决について、院外で責任を問はれない。

第五十二条 [常会] 国会の常会は、毎年一回開催される。

第五十三条 [臨時会] 内閣は、国会の臨時会の

召集を決定することができる。いつかの議院の總議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

第五四条【衆議院の解散】特別会、参議院の緊急集会、衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。

② 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、田に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることがある。

③ 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであって、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その效力を失ふ。

第五五条【議員の資格争訟】両議院は、各議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

第五六条【定期会】表法、両議院は、各々その議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

② 両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第五七条【会議の公開、秘密会】両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の三分の

二以上の多數で議決したときは、秘密会を開くことがである。

② 衆議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に漏洩しなければならない。

③ 出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない。

④ 衆議院の選任、議院規則、憲罰】両議院は、各々その議員その他の役員を選任する。

② 両議員は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。

③ 第五九条【法律案の議決、衆議院の優越】法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。

② 両議院で可決し、参議院でこれと異なった議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多數で再び可決したときは、法律となる。

③ 前項の規定は、法律の定まるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを防げない。

④ 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて六十日

以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことである。

第六〇条【衆議院の予算先議と優越】予算は、いかに衆議院に提出しなければならない。

② 予算について、衆議院が、衆議院と異なった議決をした場合に、法律の定まるところにより、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六一条【衆議院の国政調査権】衆議院は、各々約の範囲で必要な国会の承認について、正直を受け取った後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六二条【議院の国政調査権】両議院は、各々約の範囲で必要な国会の承認について、正直を受け取った後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六三條【國務大臣の議院出席】内閣総理大臣その他の國務大臣は、両議院の一に議席を有するに有しないにかかはらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

第六四条【彈劾裁判所】国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。

② 弹劾に関する事項は、法律でこれを定める。

以內に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことである。

第六〇条【衆議院の予算先議と優越】予算は、いかに衆議院に提出しなければならない。

② 予算について、衆議院が、衆議院と異なった議決をした場合に、法律の定まるところにより、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六一条【衆議院の国政調査権】衆議院は、各々約の範囲で必要な国会の承認について、正直を受け取った後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六二条【議院の国政調査権】両議院は、各々約の範囲で必要な国会の承認について、正直を受け取った後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六三條【國務大臣の議院出席】内閣総理大臣その他の國務大臣は、両議院の一に議席を有するに有しないにかかはらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

第六四条【彈劾裁判所】国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。

② 弹劾に関する事項は、法律でこれを定める。

以內に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことである。

第六〇条【衆議院の予算先議と優越】予算は、いかに衆議院に提出しなければならない。

② 予算について、衆議院が、衆議院と異なった議決をした場合に、法律の定まるところにより、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六一条【衆議院の国政調査権】衆議院は、各々約の範囲で必要な国会の承認について、正直を受け取った後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六二条【議院の国政調査権】両議院は、各々約の範囲で必要な国会の承認について、正直を受け取った後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六三條【國務大臣の議院出席】内閣総理大臣その他の國務大臣は、両議院の一に議席を有するに有しないにかかはらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

第六四条【彈劾裁判所】国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。

② 弹劾に関する事項は、法律でこれを定める。

以內に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことである。

第六〇条【衆議院の予算先議と優越】予算は、いかに衆議院に提出しなければならない。

② 予算について、衆議院が、衆議院と異なった議決をした場合に、法律の定まるところにより、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六一条【衆議院の国政調査権】衆議院は、各々約の範囲で必要な国会の承認について、正直を受け取った後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六二条【議院の国政調査権】両議院は、各々約の範囲で必要な国会の承認について、正直を受け取った後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

② 内閣総理大臣は、任意に國務大臣を罷免することができる。

第六九条【衆議院の内閣不信任】内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の

召集を決定することができる。いつかの議院の總議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

第五四条【衆議院の解散】特別会、参議院の緊急集会、衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。

② 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、田に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることがある。

③ 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであって、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その效力を失ふ。

第五五条【議員の資格争訟】両議院は、各議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

第五六条【定期会】表法、両議院は、各々その議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

② 両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第五七条【会議の公開、秘密会】両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の三分の

二以上の多數で議決したときは、十日以内に衆議院

が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

第五八条【内閣総理大臣の欠職又は総選挙後の総辞職】内閣総理大臣が欠けたときは、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集がなされたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。

第七〇条【内閣総理大臣の欠職又は総選挙後の総辞職】内閣総理大臣が欠けたときは、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集がなされたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。

第七一条【総辞職後の内閣の職務】前二条の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。

二、外交関係を処理すること。但し、事前に、二、外交関係を処理すること。但し、事前に、二、外交関係を処理すること。

三、予算を作成して国会に提出すること。但し、事前に、三、予算を作成して国会に提出すること。

四、法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。

五、予算を作成して国会に提出すること。

六、この憲法及び法律の規定を実施するため、政令を制定すること。但し、政令には、

特にその法律の委任がある場合を除いては、

罰則を設けることができる。

七、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復讐を決定すること。

七四条【法律・政令の署名・連署】法律及び政令は、すべて主任の國務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。

第七五条【國務大臣の訴追】國務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、奪われられない。

第六四条【彈劾裁判所】国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。

② 弹劾に関する事項は、法律でこれを定める。

以內に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことである。

第六〇条【衆議院の予算先議と優越】予算は、いかに衆議院に提出しなければならない。

② 予算について、衆議院が、衆議院と異なった議決をした場合に、法律の定まるところにより、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六一条【衆議院の国政調査権】衆議院は、各々約の範囲で必要な国会の承認について、正直を受け取った後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六二条【議院の国政調査権】両議院は、各々約の範囲で必要な国会の承認について、正直を受け取った後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六三條【國務大臣の議院出席】内閣総理大臣その他の國務大臣は、両議院の一に議席を有するに有しないにかかはらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

第六四条【彈劾裁判所】国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。

② 弹劾に関する事項は、法律でこれを定める。

以內に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことである。

第六〇条【衆議院の予算先議と優越】予算は、いかに衆議院に提出しなければならない。

② 予算について、衆議院が、衆議院と異なった議決をした場合に、法律の定まるところにより、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六一条【衆議院の国政調査権】衆議院は、各々約の範囲で必要な国会の承認について、正直を受け取った後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六二条【議院の国政調査権】両議院は、各々約の範囲で必要な国会の承認について、正直を受け取った後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六三條【國務大臣の議院出席】内閣総理大臣その他の國務大臣は、両議院の一に議席を有するに有しないにかかはらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

第六四条【彈劾裁判所】国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。

② 弹劾に関する事項は、法律でこれを定める。

以內に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことである。

第六〇条【衆議院の予算先議と優越】予算は、いかに衆議院に提出しなければならない。

② 予算について、衆議院が、衆議院と異なった議決をした場合に、法律の定まるところにより、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六一条【衆議院の国政調査権】衆議院は、各々約の範囲で必要な国会の承認について、正直を受け取った後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六二条【議院の国政調査権】両議院は、各々約の範囲で必要な国会の承認について、正直を受け取った後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六三條【國務大臣の議院出席】内閣総理大臣その他の國務大臣は、両議院の一に議席を有するに有しないにかかはらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

② 弹劾に関する事項は、法律でこれを定める。

以內に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことである。

第六〇条【衆議院の予算先議と優越】予算は、いかに衆議院に提出しなければならない。

② 予算について、衆議院が、衆議院と異なった議決をした場合に、法律の定まるところにより、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六一条【衆議院の国政調査権】衆議院は、各々約の範囲で必要な国会の承認について、正直を受け取った後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六二条【議院の国政調査権】両議院は、各々約の範囲で必要な国会の承認について、正直を受け取った後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六三條【國務大臣の議院出席】内閣総理大臣その他の國務大臣は、両議院の一に議席を有するに有しないにかかはらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

② 弹劾に関する事項は、法律でこれを定める。

以內に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことである。

第六〇条【衆議院の予算先議と優越】予算は、いかに衆議院に提出しなければならない。

② 予算について、衆議院が、衆議院と異なった議決をした場合に、法律の定まるところにより、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六一条【衆議院の国政調査権】衆議院は、各々約の範囲で必要な国会の承認について、正直を受け取った後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六二条【議院の国政調査権】両議院は、各々約の範囲で必要な国会の承認について、正直を受け取った後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六三條【國務大臣の議院出席】内閣総理大臣その他の國務大臣は、両議院の一に議席を有するに有しないにかかはらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

② 弹劾に関する事項は、法律でこれを定める。

以內に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことである。

第六〇条【衆議院の予算先議と優越】予算は、いかに衆議院に提出しなければならない。

② 予算について、衆議院が、衆議院と異なった議決をした場合に、法律の定まるところにより、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六一条【衆議院の国政調

定める権限を、下級裁判所に委任することができる。

第七八条 [裁判官の身分保護] 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の彈劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

第七九条 [最高裁判所の構成等] 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。

② 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。

③ 前項の場合において、投票者の多數が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。

④ 審査に関する事項は、法律でこれを定める。

⑤ 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。

⑥ 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これが減額することができない。

第八〇条 [下級裁判所の裁判官] 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿

国の財政状況について報告しなければならない。

## 第八章 地方自治

第九二条 [地方自治の基本原則] 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機關として議会を設置する。

第九三条 [地方公共団体の議会] 地方公共団体の議会は、直接これを選舉する。

第九四条 [特別法の住民投票] 地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めで条例を制定することができる。

第九五条 [特別法の住民投票] この憲法の改正は、各議院の議員の三分の一以上賛成、国会が、これを發表し、国民に提示してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の施行

## 第九章 改 正

第九六条 [憲法改正の手続] この憲法の改正は、各議院の議員の三分の一以上賛成、国会が、これを發表し、国民に提示してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の施行

はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

② 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

## 第十章 最高法規

第九七条 [基本的人権の本質] この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これららの権利は、過去幾多の試験に堪へ、現在及び将来の国民に対し、最も、このできないものとして、直ちにこれを公布する。

第九八条 [憲法の最高法規性、条約・国際法規の遵守] この憲法は、國の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に關するその他の行為の全部又は一部は、その效力を有しない。

② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第九九条 [憲法尊重義務] 天皇又は政務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

## 第十二章 惩 刑

第一〇〇条 [施行期日] この憲法は、公布の日から起算して六箇月を経過した日から、こ

れを施行する。[昭二二一・五・三施行]

支出し、「又は國が債務を負担するには、國会の議決に基くことを必要とする。

第八六条 [予算の作成と国会の議決] 國會は、毎会計年度の予算を作成し、國會に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

第八七条 [予備費] 予見し難い予算の不足に対するため、國會の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することが認められる。

② 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第八二条 [裁判の公開] 裁判の対審及び判決所は、一切の法律、命令、規則又は处分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

第八一条 [法令等の合憲性審査権] 最高裁判所は、公開法廷でこれを行ふ。

② 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつている事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

第七章 財

第八三条 [財政処理の権限] 國の財政を処理する権限は、國會の議決に基いて、これを行はせしなければならない。

第八四条 [課税の要件] あらたに租税を課す、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

第八五条 [国費支出しと國の債務負担] 国費を

支出し、「又は國が債務を負担するには、國会の議決に基くことを必要とする。

第八六条 [予算の作成と国会の議決] 國會は、毎会計年度の予算を作成し、國會に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

第八七条 [予備費] 予見し難い予算の不足に対するため、國會の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することが認められる。

② 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第八二条 [裁判の公開] 裁判の対審及び判決所は、一切の法律、命令、規則又は处分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

第八一条 [法令等の合憲性審査権] 最高裁判所は、公開法廷でこれを行ふ。

② 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつている事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

第七章 財

第八三条 [財政処理の権限] 國の財政を処理する権限は、國會の議決に基いて、これを行はせしなければならない。

第八四条 [課税の要件] あらたに租税を課す、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

第八五条 [国費支出しと國の債務負担] 国費を

支出し、「又は國が債務を負担するには、國会の議決に基くことを必要とする。

第八六条 [予算の作成と国会の議決] 國會は、毎会計年度の予算を作成し、國會に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

第八七条 [予備費] 予見し難い予算の不足に対するため、國會の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することが認められる。

② 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第八二条 [裁判の公開] 裁判の対審及び判決所は、一切の法律、命令、規則又は处分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

第八一条 [法令等の合憲性審査権] 最高裁判所は、公開法廷でこれを行ふ。

② 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつている事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

第七章 財

第八三条 [財政処理の権限] 國の財政を処理する権限は、國會の議決に基いて、これを行はせしなければならない。

第八四条 [課税の要件] あらたに租税を課す、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

第八五条 [国費支出しと國の債務負担] 国費を

支出し、「又は國が債務を負担するには、國会の議決に基くことを必要とする。

第八六条 [予算の作成と国会の議決] 國會は、毎会計年度の予算を作成し、國會に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

第八七条 [予備費] 予見し難い予算の不足に対するため、國會の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することが認められる。

② 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第八二条 [裁判の公開] 裁判の対審及び判決所は、一切の法律、命令、規則又は处分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

第八一条 [法令等の合憲性審査権] 最高裁判所は、公開法廷でこれを行ふ。

② 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつている事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

第七章 財

第八三条 [財政処理の権限] 國の財政を処理する権限は、國會の議決に基いて、これを行はせしなければならない。

第八四条 [課税の要件] あらたに租税を課す、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

第八五条 [国費支出しと國の債務負担] 国費を

支出し、「又は國が債務を負担するには、國会の議決に基くことを必要とする。

第八六条 [予算の作成と国会の議決] 國會は、毎会計年度の予算を作成し、國會に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

第八七条 [予備費] 予見し難い予算の不足に対するため、國會の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することが認められる。

② 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第八二条 [裁判の公開] 裁判の対審及び判決所は、一切の法律、命令、規則又は处分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

第八一条 [法令等の合憲性審査権] 最高裁判所は、公開法廷でこれを行ふ。

② 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつている事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

第七章 財

第八三条 [財政処理の権限] 國の財政を処理する権限は、國會の議決に基いて、これを行はせしなければならない。

第八四条 [課税の要件] あらたに租税を課す、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

第八五条 [国費支出しと國の債務負担] 国費を

支出し、「又は國が債務を負担するには、國会の議決に基くことを必要とする。

第八六条 [予算の作成と国会の議決] 國會は、毎会計年度の予算を作成し、國會に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

第八七条 [予備費] 予見し難い予算の不足に対するため、國會の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することが認められる。

② 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第八二条 [裁判の公開] 裁判の対審及び判決所は、一切の法律、命令、規則又は处分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

第八一条 [法令等の合憲性審査権] 最高裁判所は、公開法廷でこれを行ふ。

② 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつている事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

第七章 財

第八三条 [財政処理の権限] 國の財政を処理する権限は、國會の議決に基いて、これを行はせしなければならない。

第八四条 [課税の要件] あらたに租税を課す、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

第八五条 [国費支出しと國の債務負担] 国費を

支出し、「又は國が債務を負担するには、國会の議決に基くことを必要とする。

第八六条 [予算の作成と国会の議決] 國會は、毎会計年度の予算を作成し、國會に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

第八七条 [予備費] 予見し難い予算の不足に対するため、國會の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することが認められる。

② 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第八二条 [裁判の公開] 裁判の対審及び判決所は、一切の法律、命令、規則又は处分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

第八一条 [法令等の合憲性審査権] 最高裁判所は、公開法廷でこれを行ふ。

② 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつている事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

第七章 財

第八三条 [財政処理の権限] 國の財政を処理する権限は、國會の議決に基いて、これを行はせしなければならない。

第八四条 [課税の要件] あらたに租税を課す、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

第八五条 [国費支出しと國の債務負担] 国費を

支出し、「又は國が債務を負担するには、國会の議決に基くことを必要とする。

第八六条 [予算の作成と国会の議決] 國會は、毎会計年度の予算を作成し、國會に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

第八七条 [予備費] 予見し難い予算の不足に対するため、國會の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することが認められる。

② 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第八二条 [裁判の公開] 裁判の対審及び判決所は、一切の法律、命令、規則又は处分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

第八一条 [法令等の合憲性審査権] 最高裁判所は、公開法廷でこれを行ふ。

② 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつている事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

第七章 財

第八三条 [財政処理の権限] 國の財政を処理する権限は、國會の議決に基いて、これを行はせしなければならない。

第八四条 [課税の要件] あらたに租税を課す、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

第八五条 [国費支出しと國の債務負担] 国費を

支出し、「又は國が債務を負担するには、國会の議決に基くことを必要とする。

第八六条 [予算の作成と国会の議決] 國會は、毎会計年度の予算を作成し、國會に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

第八七条 [予備費] 予見し難い予算の不足に対するため、國會の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することが認められる。

② 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第八二条 [裁判の公開] 裁判の対審及び判決所は、一切の法律、命令、規則又は处分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

第八一条 [法令等の合憲性審査権] 最高裁判所は、公開法廷でこれを行ふ。

② 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版



### 主な憲法裁判と最高裁の判断 (★は法令違憲判断)

| 事件・訴訟名と最高裁判決・決定の日      | 争われた憲法上の条文と論点                            | 最高裁の判断                      |
|------------------------|--|-----------------------------|
| 死刑の合意性<br>23・3・12      | <36条> 死刑は残酷な刑罰ではないか<br><21条> わいせつ文書規制の適否 | 終身刑は残酷といえない<br>規制は表現の自由に反せず |
| チャタレイ事件<br>32・3・13     | <9条> 安保条約と米軍駐留の適否                        | 合意審査の対象外                    |
| 砂川事件<br>34・12・16       | <81条> 衆院解散は司法審査の範囲内か                     | 政治行為だと憲法判断回避                |
| 苦米地訴訟<br>35・6・8        | <21条> テモ行進の制限と表現の自由                      | 秩序維持の限度内                    |
| 東京都公安条例事件<br>35・7・20   | <29条> 犯罪に使用の船の没収の適否                      | 財産権・適正手続きに反し違憲              |
| 第三者所有物没収事件<br>37・11・28 | <31条> 船没収の適否                             | 学問的でない集会に介入は妥当              |
| ボロ口事件<br>38・5・22       | <23条> 大学の自治と審議の介入                        | 保護基準決定は厚生大臣の裁量              |
| 朝日訴訟<br>42・5・24        | <25条> 生活保護の水準と生存権                        | 提出による取材の制約は受容内              |
| 博多駅フィルム事件<br>44・11・26  | <21条> 報道の自由と公正な裁判                        | 黙秘権などは行政手続きでも保障             |
| 川崎民商事件<br>47・11・22     | <35条> 行政手続きと適正手続きの保障                     | <38条> 遅延は被告の権利を侵し違憲         |
| 高田事件<br>47・12・20       | <37条> 審理の遅延と迅速な裁判                        | 極端な刑罰加重で違憲                  |
| ★尊属殺事件<br>48・4・4       | <14条> 刑法の重罰規定と法の下の平等                     | 争議行為の禁止と処罰は妥当               |
| 全農林業職事件<br>48・4・25     | <28条> 公務員の労働基本権の制限                       | 企業の思想調査、不採用を許容              |
| 三菱樹脂訴訟<br>48・12・12     | <14条> 思想・信条による採用拒否                       | <21条> 公務員の政治活動禁止の適否         |
| 猿払事件<br>49・11・6        | <19条> 採用拒否                               | <22条> 著作権と商業の自由             |
| ★衆院定数訴訟<br>50・4・30     | <25条> 飛行差し止め                             | <31条> テモ行進の制限と罪刑法定主義        |
| 徳島市公安条例事件<br>50・9・10   | <14条> 議員定数不均衡と法の下の平等                     | <14条> 議員定数は違憲、選挙は有効         |
| ★衆院定数訴訟<br>51・4・14     | <31条> デモ行進の制限と罪刑法定主義                     | <26条> 國の教育内容介入と教育の自由        |
| 旭川学力テスト事件<br>51・5・21   | <14条> 議員定数不均衡と法の下の平等                     | <20条> 神道地鎮祭への公費支出の適否        |
| 津地鎮祭訴訟<br>52・7・13      | <26条> 國の教育内容介入と教育の自由                     | <89条> 公費支出の反対               |
| 外務省秘密漏えい事件<br>53・5・31  | <21条> 知る権利と国秘密                           | 正当な取材活動の逸脱は罰す               |
| 日産男女差別定年訴訟<br>56・3・24  | <14条> 5歳早い定年制の適否                         | 性による不合理な差別は無効               |
| 大阪空港騒音訴訟<br>56・12・16   | <13条> 人格権などによる飛行差し止め                     | 民事上の訴えとしては不適法               |
| 家永教科書二次訴訟<br>57・4・8    | <21条> 教科書検定は検閲に当たるか                      | 憲法判断せず訴訟要件で判断               |
| 堀木訴訟<br>57・7・7         | <14条> 児童扶養手当と年金の併給制限                     | 併給制限は立法府の裁量                 |
| 長沼ナイキ訴訟<br>57・9・9      | <9条> 自衛隊と平和的生存権                          | 訴えの利益なしと憲法判断回避              |
| 拘置所新聞墨塗り訴訟<br>58・6・22  | <21条> 在審者の新聞類閲読の自由                       | 必要な範囲内での制限は可能               |
| ボルノ税関訴訟<br>59・12・12    | <21条> 税関検査は検閲にならぬか                       | 秩序維持の規制は検閲にならぬ              |
| サラリーマン税金訴訟<br>60・3・27  | <14条> サラリーマン税制は不平等か                      | 必要経費の実費控除はなくともよい            |
| ★衆院定数訴訟<br>60・7・17     | <14条> 定数分配不均衡と法の下の平等                     | 4.4倍の格差は違憲、選挙は有効            |
| 青少年保護条例事件<br>60・10・23  | <31条> 淫行处罚規定と罪刑法定主義                      | 淫行規定に不明確さはない                |
| 在宅投票復活訴訟<br>60・11・21   | <14条> 在宅投票の廃止と法の下の平等                     | <14条> 在宅投票を尊重し憲法判断を回避       |
| 北方ジャーナル訴訟<br>61・6・11   | <21条> 名譽侵害と出版の事前差し止め                     | 例外的な場合だけ差し止め可能              |
| ★裁判分割請求訴訟<br>62・4・22   | <29条> 分割制限規定と財産権の保障                      | 規制の仕方に合理性がなく違憲              |

### ○教育基本法

(昭和二二・三・三一)

五

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

第一条 (教育の目的) 教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第二条 (教育の方針) 教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならぬ。この目的を達成するためには、学問と責任を重んじ、自発的・協力的・創造的・探求的・実践的で、文化の創造と発展に貢献するよう努めなければならない。

第三条 (教育の機会均等)すべての国民は、ひとしく、その能力に応する教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。

② 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学困難な者に対

して、奨学の方法を講じなければならない。  
第四条 (義務教育) 国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。  
② 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。

第五条 (男女共学) 男女は、互に敬重し、協力し合わなければならないものであつて、教育上男女の共学は、認められなければならない。

第六条 (学校教育) 法律に定める学校は、公の性質をもつものであつて、國又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

② 法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期待されなければならない。

第七条 (社会教育) 家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、國及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。

② 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治的活動をしてはならない。

第九条 (宗教教育) 宗教に関する寛容の態度及び自由を尊重し、実際生活に即し、自発的精神を養い、他の敬愛と協力によつて、文化の創造と発展に貢献するよう努めなければならない。

第八条 (政治教育) 良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。

第九条 (政治教育) 良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。

② 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治的活動をしてはならない。

第十条 (教育行政) 教育は、不当な支配に服する宗敎のための宗教教育その他の宗教的活動をしてはならない。

② 教育行政は、この自覺のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行わなければならない。

第十一条 (補則) この法律に掲げる諸条項を実施するために必要がある場合には、適当な法令が制定されなければならない。

この法律は、公布の日から、これを施行する。

### 附 則

[関係法令]

〔本頁掲出参照〕

学校教育法

私立学校法

社会教育法

国立学校設置法

義務教育費国庫負担法

義務教育費諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

日本育英会法

義務教育費国庫負担法

社会教育法

私立学校法

国立学校設置法

〔法二・三・四・五・六・七・八・九・十・十一・十二・十三〕

〔法一・二・三・四・五・六・七・八・九・十・十一・十二・十三〕

〔法一・二・三・四・五・六・七・八・九・十・十一・十二・十三〕

〔法一・二・三・四・五・六・七・八・九・十・十一・十二・十三〕

〔法一・二・三・四・五・六・七・八・九・十・十一・十二・十三〕

〔法一・二・三・四・五・六・七・八・九・十・十一・十二・十三〕



# 大学審議会設置法案を国会提出 —ねらいは民営化など臨教審答申の実行機関—

政府は、この答申に基づいて、2月16日に「大学審議会」発足のための学校教育法および私立学校法「改正案」を衆院に提出しました。

この「大学審議会」の性格や組織を法律案要綱から抜粋すると、

(1) 学校教育法の規定によりその権限に属させられた事項（大学の配置基準や学位に関する事項）および文部大臣の諮問に応じ大学に関する基本的事項を調査審議すること。

(2) 1の事項に関し、必要あると認めるときは、文部大臣に勧告することができる。

(3) 大学に関して、広くかつ高い識見を有する者のうちから、文部大臣が内閣の承認を経て任命する二十人以内の委員で組織すること。

# 文教委員会名 参議院第1回 臨時教育審議会第二次答申で、「我が国の高等教育 在り方を基本的に審議し、大学に必要な助言や援助を企 劃する」として、文部省は、この問題を審議する機関として、

特集一 教育臨調



卷之三

卷之三

卷之三

1

## 政界、財界の大学支配を強める大学審議会法案

## （学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律案）

**中曾根首相**：行革をやったあとはやっぱり教育でしょうね。これには、教育臨調みたいなものをつくって、オーバーホールをやることが大事で、それが事実上、憲法問題を処理することにもなる。（週刊現代、1982.8.27）

**臨教審第二次答申**：我が国の高等教育の在り方を基本的に審議し、大学に必要な助言や援助を提供し、文部大臣に対する勧告権を持つ恒常的な機関として「ユニバーシティカウンシル（大学審議会－仮称）」を創設する。

改  
正  
案

第六十条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合には、監督庁は、大学審議会に諮問しなければならない。

第六十条の二 大学の設置の認可を行う場合には、監督庁は、大学設置・学校法人審議会に諮問しなければならない。  
*（政をこれまで審議）*

第六十八条 条 (略)

2 博士、修士その他の学位に関する事項を定めるについては、監督庁は、大学審議会に諮問しなければならない。

第六十九条の三 文部省に、大学審議会を置く。

大学審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、大臣の諮問に応じ、大学（高等専門学校を含む）以下この条及び次条において同じ。) に関する基本的事項を調査審議する。

3 大学審議会は、前項に規定する事項に関し、必要があると認めるときは、文部大臣に対し勧告することができる。

4 大学審議会は、大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、文部大臣が内閣の承認を経て任命する二十人以内の委員で組織する。

5 前項に定めるもののほか、大学審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、政令で定める。

第六十九条の四 文部省に、大学設置・学校法人審議会を置く。

2 大学設置・学校法人審議会は、この法律、私立学校法及び私立学校振興助成法（昭和五十一年法律第六十一号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する。

3 大学設置・学校法人審議会は、前項に規定する事項に關し、文部大臣に対し建議することができる。

4 大学設置・学校法人審議会は、次に掲げる者のうちから、文部大臣が任命する六十五人以内の委員で組織す

改  
正  
案  
略

（私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会に対する質問）

第八条 (略) 

2 文部大臣は、私立大学又は私立高等専門学校について、第五条第一項第一号に掲げる事項のうち私立学校的廃止、設置者の変更(若しくは収容定員に係る学則の変更の認可を行う場合又は同項第二号の閉鎖を命ずる場合においては、あらかじめ)、大学設置・学校法人審議会の意見を聽かなければならぬ。

(学校法人分科会の組織の基準等)

第十八条 学校教育法第六十九条の四第五項の規定により、大学設置・学校法人審議会に置かれる学校法人分科会の組織については、同条第四項第二号に掲げる者のうちから任命される委員(次条において「私立大学等関係委員」という。)の数が学校法人分科会に属する委員の总数の四分の三以上になるよう政令で定めるものとす

三、私立学校振興助成法

二、私立の大学の職員又はこれを設置する学校法人の理事

三、学識経験のある者

5、大学設置・学校法人審議会に、この法律の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議を分担させるため大学設置分科会を、私立学校法及び私立学校振興助成法の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議を分担させるため学校法人分科会を置く。

6、学校法人分科会の組織の基準及び第四項第二号に掲げる者のうち学校法人分科会に属すべき委員の候補者については、私立学校法で定める。

7、第四項及び第五項並びに私立学校法に定めるものほか、大学設置・学校法人審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、政令で定める。

第七十条の八 第二十八条第八項、第四十九条、第五十条  
第五项、第六十条、第六十一条の二、第五十四条、第六十二条の三及び第六十九条の規定は、高等専門学校にこれを準用する。

以上のように、この「改正案」の施行日は、「昭和62年7月1日」としてあります。

## 設置審と質的にちがう大学・高専への強力な干渉機関

従来の大学設置審議会が単に文相の諮問機関として、大学・学部・学科の新設などの認可審査に留まっていたのに対し、今回提出された「大学審議会」は、大学の設置形態や学位の基準、教育・研究システムなどの諸機構とその内容、カリキュラムなどの「大学に関する基本事項を調査審議」し、「文部大臣に勧告することができる」と勧告権まで有する強力な権限のある機関であるとともに、その委員も「文部大臣が内閣の承認を経て任命する者」、すなわち政府の意向を受けた者たちによって構成されるものだと言えます。

塩川文相の「大学や教官の間に競争原理を導入するための評価制度の導入を大学審議会に諮問する」の発言や臨教審の第三次答申の検討事項すなわち国立大学の設置形態（国立大学の私学法人または特殊法人化）、管理運営（参与、副学長、学長権限の強化、教員の任期制など）等大学の全面的変質をねらう意図がありありと伺えるなかで、政府や財界の意向にそつた人達で構成される大学審議会が、将来の大学を如何に変革しようとしているかは、簡単に想像できるところです。

## 臨教審の大学像——大企業の直接支配を企む

臨教審の推し進める大学とは如何なものでしょうか。

この問題の答は、現在、自主改革と云う名のもとで行なわれている国立大学の附置研究所の状況をみれば明らかです。

附置研究所の改変の代表的なものに、九州大学の生研、東北大学の農研、東京大学の核研が挙げられます。これらは、全面改組、一部とりつぶし、大学からの切り離しなどが考えられていますが、その内容は、時代の産業ニーズのみを基盤とした、すなわち大企業が必要とする技術開発関係の研究やプロジェクトのみが偏重されたものになっています。

このような動向は、大学の学部や学科の再編の動きにも感じることができます。

## 臨時教育審議会「審議経過の概要

### （その四）のポイントとねらい

この問題の答は、現在、自主改革と云う名のもとで行なわれている国立大学の附置研究所の状況をみれば明らかです。

一方、臨教審のこれまでの報告から、学生教育にも同じような傾向が感知されます。憲法と教育基本法のもとで発足した新制大学では、平和と民主主義の社会の担い手を育てるものとして、一般教育を特に尊重してきましたが、臨教審の検討では、事実上、大学における一般教育の廃止に近い縮少が出され、しかも大学形態そのものもエリート養成のための大学院大学、企業のための研修用大学院大学あるいは教養大学職業専修大学などに区分しようとすると気配が伺えます。このように「大学審議会」は、近視眼的ないびつな大学を造る母体となるのです。

### 大学審議会設置、教育臨調に関する政府の動き

|             |  |
|-------------|--|
| S 61. 4.    | 臨教審第2次答申出される（大学審議会）                        |
| S 62. 1. 23 | 臨教審「審議経過の概要、その四」発表                         |
| S 62. 2. 16 | 大学審議会設置法案（学校教育法の一部改正）を国会に提出                |
| S 62. 4. 1  | 臨教審第3次答申発表（予定）（戦いの山場）                      |
| S 62. 7     | 「大学審議会」スタート（予定）                            |
| S 62. 8     | 臨教審最終答申発表（予定）                              |
| S 62. 9     | 臨時国会（9月～）で教育臨調一括法案を国会提出予定（国鉄と全く同じやり方であります） |

### 教職員の人事について

臨教審によると、教員に対する任期制・短期契約制で、特に、今回は講師・助手を特定して導入するとしています。これは、学問の自由の保障制度の根幹を改變するものであり、同時に、管理運営の専決体制化とも結びつくものであります。これはまた若手研究者の「流動化」をはからうとするものであり、いざれも、全構成員自治はもとより、「教授会自治」さえも否定し、大学自治制度そのものを根底からつき崩すものです。

### 「設置形態」の変更問題について

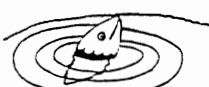
臨教審は、国公立大学の「分割・民営化」の方向は、すでに固めたということができます。その特徴は、①大学が行政組織の一環であれば、自治に制約が生じるので法人化すべきである。②大幅な民間資金の導入をはかり、公的支出の削減と重点配分をはかるべきである。③国・公・私立の設置形態上の拘束を取り除き、活性化のための自由競争原理を導入すべきである、などである。このような主張によってひきだされるであろう結論は、国公立大学全体を法人化することを前提として、独占資本の要求に直結させうる旧帝大など大手の国立大学を政府資金を重点的に投入する特殊法人とし、他の地方国立大学や公立大学は、国民の直接負担を中心として一般の学校法人にするという「分割・民営化」であり、大手大学であっても「技術立国」等に役立つか否かによって、学部間の「分割」さえおこなおうとするものであります。大学版・分割・民営化であり、このような法人化（民営化）は、国民の教育権を保障すべき政府の責任の放棄であり、また、自然・社会・人文科学にわたる学問の調和ある発展をその根底から振り崩すものといわざるをえません。

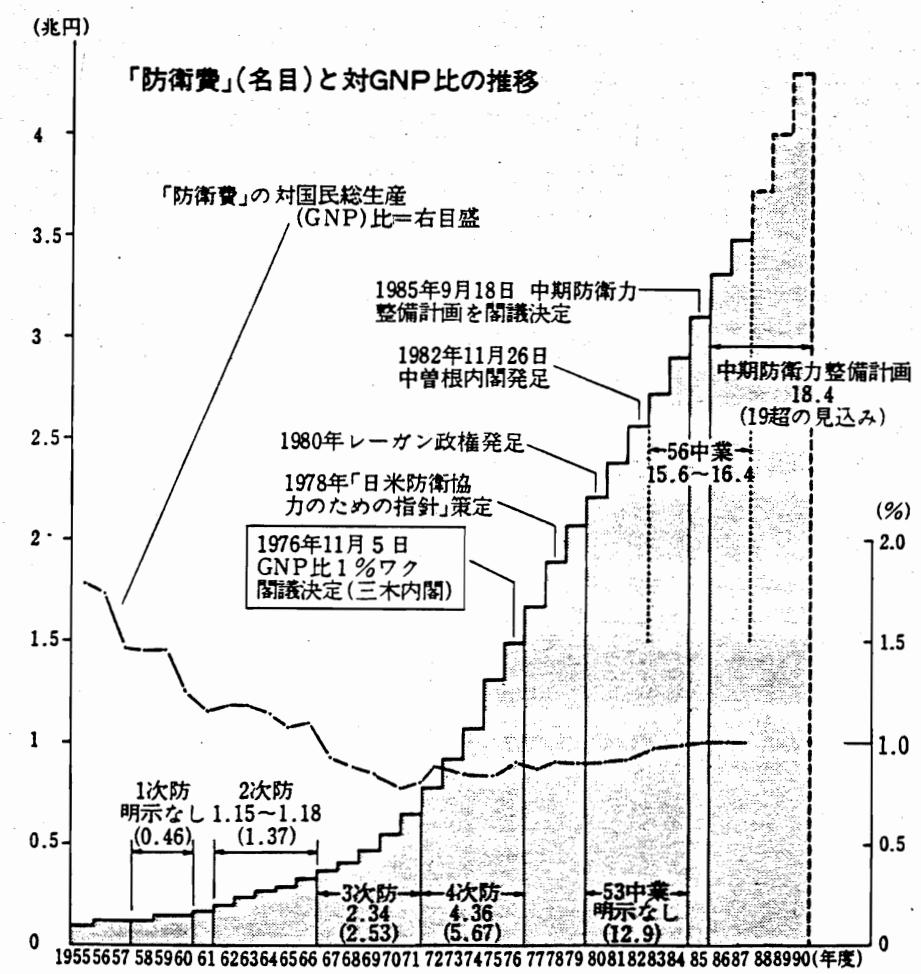
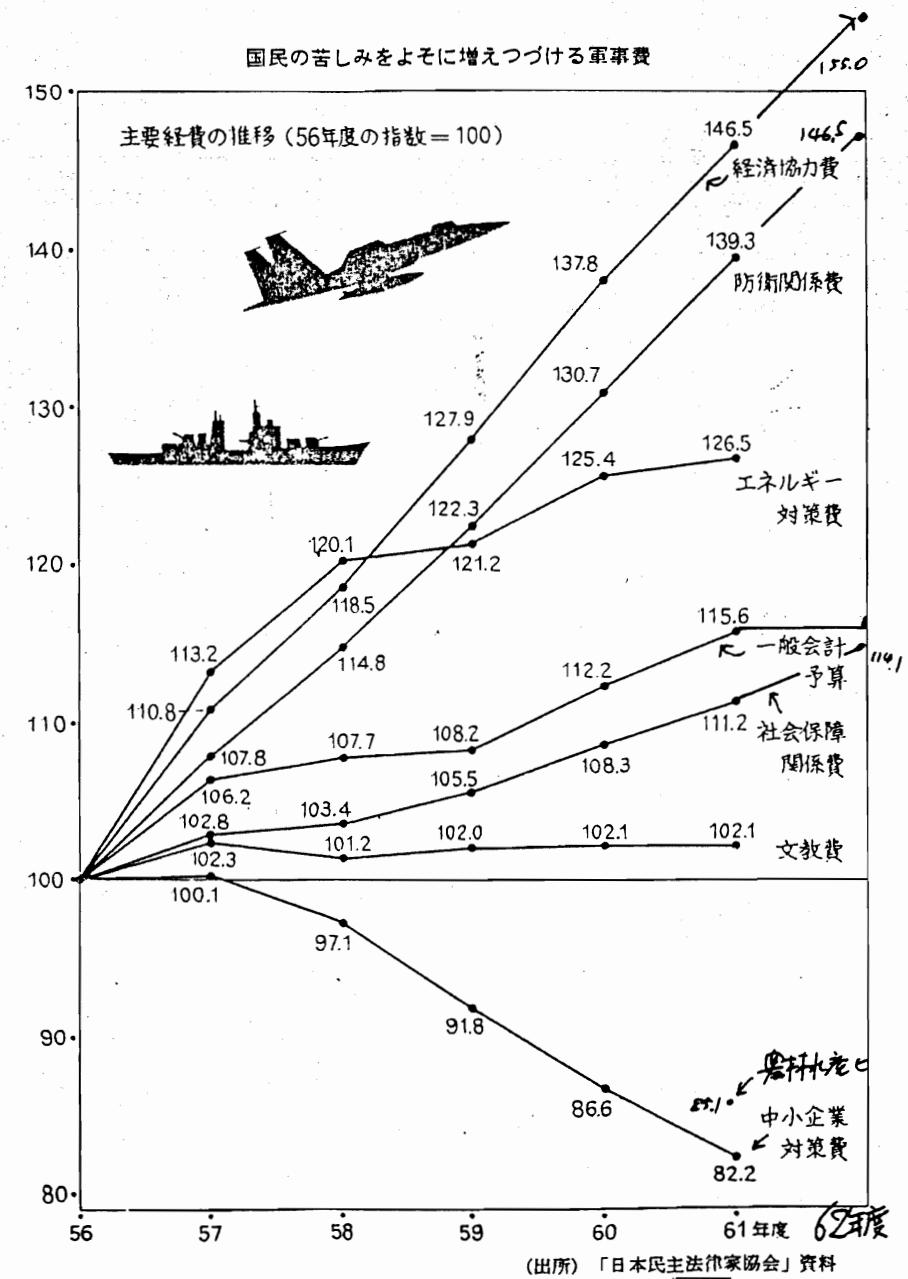
### 管理運営について

臨教審は、国立大学は国策に貢献すべき大学であり、文部省がその管理運

### 財政制度について

臨教審が「産学官の連携強化」等のための外部資金導入促進策として「大学附置財團」の設置、寄附講座の具体化、土地信託制度の活用など極めて具体的に提起している点はいわゆる「民間活力」の導入の本格化とみるべきであります。





各防衛計画に付した数字は計画で明示された額と実際の支出額（カッコ内）。単位は兆円。中期防衛力整備計画は昭和60年価格で総額18兆4000億円とされているが、実際支出額は19兆円をかなり上回るみこみ（グラフでは19兆円ちょうどと仮定して予想した）。

(岩波ブックレット No.83 より )

# 国家秘密法

防衛秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案

A black and white illustration of a Japanese street scene during World War II. A woman in a military-style uniform stands in front of a building with a large sign that reads "て話むつは" (Mutsumi no omoi) and "軍なすら渙" (Kounsuranara). Another sign on the building says "防諜出もとて" (Bōdai shūmoto te). In the background, a man in a military uniform stands next to a building with a sign that says "光" (Hikari). A person on a bicycle is visible on the left. The scene depicts the impact of the war on everyday life.

**第一条（目的）** この法律は、防衛秘密の保護に関する措置を定めるとともに、外国に通報する目的をもつて防衛秘密を探知し、若しくは収集し、又は防衛秘密を外国に通報する行為等を处罚することにより、これらのスパイ行為等を防止し、もつて我が國の安全に資することを目的とする。

**第二条（定義）** この法律において「防衛秘密」とは、防衛及び外交に関する別表に掲げる事項並びにこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、我が国の防衛上秘匿することを要し、かつ公になつていらないものをいう。

2 この法律において「不当な方法」とは、法令に違反し、対価を供与し、偽計を用い、又は秘匿状態にある文書、図画等をみだりに開披する等社会通念上是認のことのできない方法をいう。

**第三条（防衛秘密保護上の措置）**

**〔略〕**

**第四条（罰則）** 次の各号の一に該当する者は、無期又は三年以上の懲役に処す。

一 外国（外国のために行動する者も含む。以下この条及び次条において同じ。）に通報する目的をもつて、又は不当な方法で、防衛秘密を探知し、又は収集した者、その深知し、又は収集した防衛秘密を・社団に通報したもの

二 防衛秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者、その業務により知得し、又は領有した防衛秘密を・外國に通報したもの

**第五条** 次の各項の一に該当する者は、二年以上の有期懲役に処する。

一 外国に通報する目的をもつて、防衛秘密を探知し、又は収集した者

二 前条第一号又は第二号に該当する者を除き、防衛秘密を外国に通報したるもの

第六条 次の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する  
一 不當な方法で、防衛秘密を探知し、又は収集した者  
二 防衛秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。

第七条 第一条第二項に該当する者を除き、業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らした者は、二年以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

第八条 前四条の未遂罪は、罰する。

第九条 防衛秘密を取り扱うことの業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らした者は、二年以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

第十条 第四条の罪の陰謀をした者は、十年以下の懲役に処する。

第十五条 第五条の罪の陰謀をした者は、七年以下の懲役に処する。

第十六条 第六条の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。

第十七条 第七条の罪の陰謀をした者は、三年以下の懲役に処する。

第十八条 第四条の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第一項と同様とし、第五条の罪を犯すことの教唆し、又はせん動した者は、第三項と同様とし、第七条の罪を犯すことの教唆し、又はせん動した者は、第三項と同様とし、第七条の罪を犯すことの教唆し、又はせん動した者は、前項と同様とする。

を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する

**第十二条（国外犯）〔略〕**

**第十三条（この法律の解釈適用）**

この法律の適用に当たつては、表現の自由その他国民の基本的人権を不當に侵害するようなことがあつてはならない。

出版又は報道の業務に從事する者が、専ら公益を圖る目的で防衛秘密を公表し、又はそのため正当な方法により業務上行なつた行為は、これを罰しない

**別表（第二条関係）**

**一 防衛のための態勢、能力若しくは行動に関する構想、方針若しくは計画又はその実施の状況**

**二 自衛隊の部隊の編成又は装備品及び資材（次号において「装備品」という。）の構造、性能若しくは製作、保管若しくは修理に関する技術、使用の方法又は品目及び数量**

**三 自衛隊の施設の構造、性能又は強度**

**四 輸送、行動又は教育訓練**

**五 自衛隊の通信の内容**

**六 自衛隊の任務の遂行に必要な艦船、航空機、武器、弾薬、通信器材、電波器材その他の装備品及び資材（次号において「装備品」という。）の構造、性能若しくは製作、保管若しくは修理に関する技術、使用の方法又は品目及び数量**

**八 自衛隊の任務の遂行に必要な装備品等の研究開発若しくは実験の計画、その実施の状況又はその成果**

**九 我国の安全保障に係る外交上の方針**

**十 我国の安全保障に係る外交交渉の内容**

**十一 我が国の安全保障に係る外交上の通信に用いる暗号**

**十二 我が国の安全保障に係る外国に係る外國に関する情報**

共団体、公共法人、公益法人等の當む事業のうち、民間事業との競合関係が認められないもの。

四、輸出（輸出類似取引を含む）の取り扱い 免税とする。

五、課税標準（ $\rightarrow$ 売上金額（並）の消費税の額を含む）。

六、税率 五〇% $\rightarrow$ いかん。

（ただし、現行間接税との調整が必要）

七、納付税額の計算等（一）納付税額は、課税期間中の売上高の合計額に税率を乗じて算出した税額から、同期間中の仕入れの際に支拂った税額控除票に記載された税額（非課税売上上げに対応するものを除く）を控除した額とする（課税期間中の仕入れにかかる税額が売り上げにかかる税額を上回る場合には、その超過額につき還付を受けられる）ことができる。

八、申告納付（一）課税期間（三カ月）終了後二カ月以内に申告し納付する（輸入の際に關税と併せて申告し納付する）。

九、その他（一）納税地、質問検査権等の規定は所得税、法人税に準じて設ける（国内取引にかかる売上税については、通告処分制度を適用しない）。（一九八六年一月九日、大蔵省から自民党税調へ提出したもの）

自民党的の大綱では、非課税取引が、中古自動車、鉄道、バス、タクシー等の運賃、新聞代、放送受信料、住宅建築、不動産賃料など合計三項目に括大されました。しかしながら、それによりて売上税の本質が変わるものではございません。

一、課税対象 (1)国内において事業を行う者が有償で行う資産の譲渡、資産の貸し付け(みなし)及び役務の提供 (2)輸入貨物。

二、納稅義務者 (1)事業者。ただし年間課税売上額一億円以下の事業者については、納稅義務者から除外する。(選択によつて納稅義務者とはしない) (2)輸入業者